

令和6年度低所得世帯支援給付金 (令和6年度追加分)のご案内

基準日(令和6年12月13日)において、大網白里市に住民登録があり、同一世帯に属する方の全員が、次のいずれかに該当する場合、世帯主に給付金を支給します。

支給対象

- ① 令和6年度住民税が**非課税**の者で構成される世帯(非課税世帯給付金)
- ② 上記①に該当し、**18歳以下の児童**を扶養する世帯(こども加算)

支給額

1世帯あたり **3万円**
児童1人あたり **2万円**

※こども加算は、平成18年4月2日～令和7年7月31日までに出生された児童を扶養する世帯主が対象です。
※市が送付する「支給のお知らせ」または「支給要件確認書」に扶養している児童の名前が記載されていない場合は、コールセンターにお問い合わせください。

支給対象から除かれる世帯

- 世帯の全員が、令和6年度住民税が課税されている者の扶養を受けている世帯
- 青色事業専従者及び事業専従者を含む世帯
- 租税条約による住民税の免除の適用を受ける者を含む世帯
- 令和6年1月2日以降に入国し、令和6年度住民税が非課税であることを証明することができない者を含む世帯

支給のお知らせの通知が届いた方

①、②に該当する支給対象世帯に対し、「**低所得世帯支援給付金(令和6年度追加分)支給のお知らせ**」を送付しますので、記載の期日までに受取口座変更や受取辞退の場合は、コールセンターにお問い合わせください。

なお、「**支給のお知らせ**」に記載されている口座で給付金を受け取る場合は、**手続きの必要はありません。**

支給要件確認書が届いた方

世帯情報及び課税情報に異動があり、新たに非課税世帯と判断された世帯に対しては、**支給要件確認書**が送付されますので、支給要件の確認や口座情報の記載をし、申請期限までに提出してください。

書類が届いていない方(申請書の提出が必要な方)

令和6年1月2日以降転入者で住民税非課税の者、申告や更正によって住民税非課税となった者を含む非課税世帯は、申請書の提出が必要です。詳しくは、**コールセンターにお問い合わせください。**

申請期限

令和7年7月31日(木)【当日消印有効】

裏面をご確認ください。

給付金の支給時期

支給のお知らせが届いた方

- 支給のお知らせに記載されている口座で給付金を受け取る場合は手続きは無く、記載の支給日に給付金をお振込みします。
- 受取口座を変更する場合は、コールセンターに電話連絡を入れ、「受取口座変更届」の提出手続きを確認してください。
- 「受取口座変更届」が市に届いてから概ね4週間程度を目処に振り込みます。

支給要件確認書が届いた方

- 支給要件確認書の支給要件を確認していただき、該当するチェック欄にチェックを入れ、確認日、世帯主氏名、連絡先電話番号、受取先口座等に必要事項を記載し、金融機関口座確認書類及び本人確認書類の写しを添付して、期限までに同封の返信用封筒で返信してください。
- 市は、確認書の提出を受けた後、審査を行い、概ね4週間程度を目処に振り込みます。
- 期限までに書類を提出されない場合は、受給を辞退したものとみなします。

申請書の提出をされる方

- 申請をされる場合は、コールセンターに電話連絡を入れ、「申請書」の提出手続きを確認してください。
- 市は、「申請書」の提出を受けた後、審査を行い、概ね4週間程度を目処に振り込みます。
- 書類に不備があり再提出を申請者の求めた場合で、指定した期日までに書類の提出が無い場合は、受給を辞退したものとみなします。



低所得世帯支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

コールセンター

〒299-3292 大網白里市大網115-2

大網白里市役所 社会福祉課内

 0475-70-0348



市ホームページQRコード

9:00~17:00(土日祝を除く)